

令和7年4月25日  
 子ども・若者部  
 世田谷総合支所

## 世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業利用家庭における事故発生について

### 1 主旨

令和7年2月25日（火）、世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業を利用している家庭において、4歳児が死亡する事故が発生した。現段階において区が把握している経過や再発防止に向けた取組み等について報告する。なお、本件は、世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業の実施範囲外（※）で発生した事故である。

※区委託事業者の登録ヘルパーが、区及び事業者を介さず、利用者と私的にやりとりし実施されたホームヘルプサービス

### 2 経過等

|                   |  |
|-------------------|--|
| 令和7年2月25日<br>(夜間) | <p>●管轄警察署より連絡。</p> <p>&lt;内容&gt;<br/>         保護者不在時にヘルパーが訪問している中で、子どもが死亡する事故が発生した。区への相談歴や、当該家庭の情報等を照会。<br/>         →区として事故発生を認知。</p>   |
| 2月26日             | <p>●当該ホームヘルパーが登録している本事業委託事業者と事故に係る情報共有。</p> <p>●全委託事業者宛てに、子どもの安全に対する配慮、危機管理・事故防止の徹底を周知。</p>  |
| 2月27日             | <p>●子ども・若者施策推進特別委員会において、事故発生について口頭報告。</p>  |
| 3月10日             | <p>●当該ホームヘルパーが登録している委託事業者とのヒアリングを実施。</p> <p>事実関係（事業者が把握している範囲）の確認と、委託事業の実施状況、再発防止に向けた取組みの方向性等を確認。</p>  |
| 3月17日             | <p>●本児母とのヒアリングを実施。</p> <p>事故発生時の事実関係の確認と、保健師やこころの相談に加え、他にも相談先があることを案内。</p>   |
| 3月28日             | <p>●ヘルパー本人とのヒアリングを実施。</p> <p>経歴や本児及び本児母とのこれまでの関係性、事故当日の状況等について確認。</p> <p>&lt;区として確認できた事故の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故は、本児が入浴中、ヘルパーが目を離した際に発生したものであること。</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーは事故発生後、本児母が帰宅するまで救急要請を行っていなかったこと。</li> <li>・ヘルパーが利用者と私的にやりとりし（区や事業者を介さず）実施したホームヘルプサービスであること。</li> </ul> |
| 4月1日 | ●全委託事業者宛てに、子どもの安全に対する配慮、危機管理・事故防止の徹底を改めて周知。   |

### 3 当面の区への対応

(1) 本件は区及び事業者を介していない私的なやりとりの中で発生した事故ではあるが、区として実施する養育支援等ホームヘルパー訪問事業において、十分に起きうる内容である。この事故を重く受け止め、今後の再発防止、本事業利用者の不安払拭の観点から、改めて全委託事業者に対し以下の注意喚起を行うとともに、事業者の取組み状況について継続的に確認していく。

<事業者に対する注意喚起内容>

- ① 子どもの安全に関する配慮、危機管理の徹底。
- ② 事故発生時（緊急時）の適切な対応の徹底。（救急救命に係る研修受講や事故報告の徹底、迅速化等）
- ③ ヘルパーの過重労働や事故発生時（緊急時）の適切な対応を徹底する観点から、区や事業者を通さない私的なやりとりの禁止を徹底。
- ④ 契約内容の理解、遵守。

(2) 保健福祉センター子ども家庭支援課において、地区担当ケースワーカーから対象世帯への支援導入時及び更新時にルールの説明を徹底するとともに、日程調整などのマッチングの際などに必要に応じて再確認を行う。

(3) 警察と密に連携し、情報共有しながら捜査協力を努めていく。

### 4 今後の区への対応方針

- ・本児母へ引き続きフォローを行っていく。
- ・利用者宅への見守りカメラ設置（機器の貸与）の推奨及び利用者同意を前提とした区による巡回支援を実施し、子どもの安全確保に係るチェック機能の強化と支援の質の向上を図る。

【別紙参照】

- ・サポートプランの活用により、定期的に利用者と支援内容を共有するとともに、家庭状況や就労状況に応じ支援内容を見直すなど、よりきめ細かい支援を徹底していく。

## 養育支援等ホームヘルパー訪問事業にかかる子どもの安全確保対策について

### 1. 概要

令和7年2月25日、世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業利用家庭で発生した幼児の死亡事故（区及び事業者を介さない私的なホームヘルプサービス中に発生）を受け、区として、子どもの安全確保に係るチェック機能の強化と支援の質の向上を目的に、利用家庭への見守りカメラ設置及びホームヘルパーに対する巡回支援を実施する。

#### ●世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業

日常生活における児童の養育に支障が生じている養育困難家庭又はひとり親家庭に、その日常生活を支援する者（以下「ホームヘルパー」という。）が一定期間訪問することにより、児童に対する虐待の予防並びに養育困難家庭等の自立及び児童の健全な育成を支援する。

#### <対象>

- (1) 養育困難家庭
- (2) 配偶者のいない又はこれに類する状況にある者となって2年以内のひとり親家庭
- (3) 扶養者の就業等により、児童の養育に支障が生じているひとり親家庭
- (4) 扶養者又は児童に一時的な傷病があるひとり親家庭

### 2. 対象家庭

本事業を利用する養育困難家庭及びひとり親家庭のうち、ヘルパー派遣時に保護者が不在（一時的な不在含む）となる家庭 年間20家庭程度 ※未就学児までを対象

### 3. 実施内容等（現時点の想定）

#### ①見守りカメラの設置

対象家庭に対し、子どもの安全確保にかかるチェック機能強化の観点から、室内用の見守りカメラの設置を推奨する。設置にあたっては事業の利用期間中、区から機器を無償貸与する。

※機器の貸与に係る経費については、既存予算により対応する。

#### ②巡回支援

ヘルパー派遣中の対象家庭の同意のもと、子どもの安全確保を徹底するという視点から、専門的な知見を持つ（仮称）巡回支援員が訪問し、送迎介助、食事介助、入浴介助等の実施状況を確認するなど、支援の質の向上を図る。

※令和7年度については、まずは区職員による巡回支援を実施し、チェック項目や事業者へのフィードバックの手法等を整理した上で、令和8年度の業務委託化に向け検討する。

### 4. 今後のスケジュール（予定）

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 令和7年 5～6月 | 制度構築、庁内、関係機関（ヘルパー事業者等）、利用家庭との調整 |
| 7月～       | 見守りカメラの設置、区職員による巡回支援開始          |
|           | 巡回支援の委託化（R8～）に向けた課題整理 等         |